

目元に注意！ カラーコンタクトレンズに新たな規制

< H21(2009).09 >

目をはっきりと印象づけるためのカラーコンタクトレンズ、まつげパーマ、まつげエクステーションなどのアイメイクが盛んです。しかし、これらの利用で目に障害を負う人も増えています。眼は非常にデリケートな部分です。美しくなりたいという気持ちは誰もがもっていますが、過度に眼に負担をかけることがないように上手に利用しましょう。

(カラーコンタクトレンズ)

< 事 例 > インターネット通販で外国製のカラーコンタクトレンズを購入。7 時間使用後に外したが、痛みが出たので眼科を受診した。両眼角膜上皮剥離と診断され完治するまでに 2 週間かかった。

< 助 言 > カラーコンタクトレンズは視力補正用のコンタクトレンズ(医療機器)と異なり、雑貨品として扱われている為に製造販売などに規制がありません。相談事例のように通販などでも容易に入手できるようになっています。瞳の色を容易に変えることができるのでタレントなどが使用しており、それを真似ておしゃれ用に装用する人が増え、事例のような危険な目に合う人が増えてきました。そこで、こうしたトラブル発生を回避する為に厚生労働省ではカラーコンタクトレンズを医療機器に指定し、2009 年 11 月 4 日以降は無許可での製造・販売を禁止し専門の管理責任者を置いた販売業者でないと販売できないようになります。購入に当たっては管理責任者の有無を確認して信頼できる販売店から購入するようにしましょう。

(まつげパーマ)

< 事 例 > まつ毛パーマをかけている途中で染みた。痛みが治まらず眼科で治療を受けたところ黒目に傷が入っていると言われた。視力が一時的にはあるが落ちてしまった。

< 助 言 > まつ毛パーマ用に使用されている溶剤は本来は頭髪用溶剤として製造販売されているものを転用していることが多いようです。頭髪用溶剤はきつい成分が含まれており、医薬部外品として頭髪以外の部分に転用することは認められていません。頭髪用溶剤は万が一眼に入ったりすると、相談事例のように眼を傷つけることもあります。頭髪用溶剤を転用しているような店舗でのまつげパーマはお勧めできません。溶剤を確認するようにしましょう。

(まつげエクステーション)

< 事 例 > エクステーションをしたが、まつげがつれて、生え際も赤く腫れ、両目が痛い。

< 助 言 > エクステーションは美容師の資格がないと施術できません。資格者が施術をしているかどうかを確認するようにしましょう。